

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	医療対策課	検索番号	10-1
法令名	臨床工学技士学校養成所指定規則	根拠条項	2-1	
許認可等	養成所の指定			
<p>(根拠規定)</p> <p>○臨床工学技士法 (受験資格)</p> <p>第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者(この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、三年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において二年(高等専門学校にあつては、五年)以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、一年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>三 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において一年(高等専門学校にあつては、四年)以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、二年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>四～五 (略)</p> <p>○臨床工学技士学校養成所指定規則 (指定の申請手続)</p> <p>第二条 学校又は養成所について、文部科学大臣又は都道府県知事(以下「行政庁」という。)の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する学校又は養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。)を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。</p> <p>一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)</p> <p>二 名称</p> <p>三 位置</p> <p>四 設置年月日</p>				

- 五 学則
- 六 長の氏名及び履歴
- 七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- 八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- 九 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録
- 十 実習施設の名称、位置及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）並びに当該施設における実習用設備の概要（施設別に記載すること。）
- 十一 収支予算及び向う二年間の財政計画

2 前項の申請書には、同項第十号に掲げる施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者の承諾書を添えなければならない。

（学校及び養成所の指定基準）

第四条 法第十四条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法第九十条第一項に規定する者（法第十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）又は法附則第四条に規定する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、三年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。
- 四 別表第一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数）以上は、医師、臨床工学技士、工学修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「医師等」という。）である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）とすることができる。
- 五 医師等である専任教員のうち少なくとも三人は、免許を受けた後五年以上法第二条第二項に規定する業務を業として行つた臨床工学技士（以下「業務経験五年以上の臨床工学技士」という。）であること。ただし、業務経験五年以上の臨床工学技士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人、その翌年度にあつては二人とすることができる。
- 六 一学級の定員は、十人以上四十人以下であること。
- 七 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。
- 八 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。
- 九 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 十 臨床実習を行うのに適当な病院を実習施設として利用しうること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十一 前号の実習施設として利用する病院は、実習用設備として別表第二に掲げる設備を有するものであること。
- 十二 専任の事務職員を有すること。
- 十三 管理及び維持経営の方法が確実であること。

- 2 法第十四条第二号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。
- 一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第十九号）第十三条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において二年（高等専門学校にあつては、五年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
 - 二 修業年限は、一年以上であること。
 - 三 教育の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。
 - 四 別表第三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）以上は、医師等である専任教員であること。
 - 五 医師等である専任教員のうち少なくとも一人は、業務経験五年以上の臨床工学技士であること。
 - 六 前項第六号から第十三号までに該当するものであること。
- 3 法第十四条第三号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。
- 一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則第十四条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において一年（高等専門学校にあつては、四年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
 - 二 修業年限は、二年以上であること。
 - 三 教育の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。
 - 四 別表第三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）以上は、医師等である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）とすることができる。
 - 五 医師等である専任教員のうち少なくとも二人は、業務経験五年以上の臨床工学技士であること。ただし、業務経験五年以上の臨床工学技士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人とすることができる。
 - 六 第一項第六号から第十三号までに該当するものであること。

別表第一（第四条関係）

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	十四
	人間と生活	
専門基礎分野	人体の構造及び機能	六
	臨床工学に必要な医学的基礎	八

	臨床工学に必要な理工学的基礎	十六
	臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	七
専門分野	医用生体工学	七
	医用機器学	八
	生体機能代行技術学	十二
	医用安全管理学	五
	関連臨床医学	六
	臨床実習	四
合計		九十三

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則第十四条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十九単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十七単位以上及び専門分野三十八単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

四 医用生体工学、医用機器学、生体機能代行技術学及び医用安全管理学の講義における医学的領域と工学的領域の時間配分は、おおむね二分の一ずつとするものとする。

五 臨床実習の単位数には、血液浄化装置実習の一単位、集中治療室実習及び手術室実習の一単位並びに医療機器管理業務実習の一単位を含むものとする。

六 集中治療室実習においては、必ず人工呼吸器実習を行うものとする。

七 手術室実習においては、必ず人工心肺装置実習を行うものとする。

別表第二（第四条関係）

人工呼吸器

高気圧治療装置

人工心肺装置

補助循環装置

ペースメーカー

除細動器

血液透析装置

集中治療室

別表第三（第四条関係）

教育内容		単位数
専門基礎分野	人体の構造及び機能	六
	臨床工学に必要な医学的基礎	八
	臨床工学に必要な理工学的基礎	十六
	臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	七
専門分野	医用生体工学	七
	医用機器学	八
	生体機能代行技術学	十二
	医用安全管理学	五
	関連臨床医学	六
	臨床実習	四
合計		七十九

- 備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。
- 二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則第十四条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。
- 三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容七十五単位以上（うち専門基礎分野三十七単位以上及び専門分野三十八単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。
- 四 医用生体工学、医用機器学、生体機能代行技術学及び医用安全管理学の講義における医学的領域と工学的領域の時間配分は、おおむね二分の一ずつとするものとする。
- 五 臨床実習の単位数には、血液浄化装置実習の一単位、集中治療室実習及び手術室実習の一単位並びに医療機器管理業務実習の一単位を含むものとする。
- 六 集中治療室実習においては、必ず人工呼吸器実習を行うものとする。
- 七 手術室実習においては、必ず人工心肺装置実習を行うものとする。

（審査基準）

愛媛県臨床工学技士養成所指導要領（平成27年6月16日27医第347号保健福祉部長通知）

愛媛県臨床工学技士養成所指導要領

1 一般的事項

(1) 臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和63年文部省・厚生省令第2号。以下「指定規則」という。）第2条第1項の指定の申請書は、遅くとも授業を開始しようとする日の6か月前までに知事に提出すること。

(2) 指定規則第3条第1項の変更の承認申請書は、遅くとも変更を行おうとする日の3か月前までに知事に提出すること。

(3) 臨床工学技士養成所（以下「養成所」という。）の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。

(4) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。

(5) 養成所の経理が他と明確に区分されていること。

(6) 敷地及び校舎は、養成所が所有するものが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。

2 学生に関する事項

(1) 学則に定められた学生の定員を守ること。

(2) 入所資格の審査及び選考が適正に行われていること。

(3) 学生の出席状況が確実に把握されており、出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。

(4) 入所、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。

(5) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

3 教員に関する事項

(1) 実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。

(2) 全日制課程に定時制課程を併せて設置する場合の定時制課程の専任教員については、3名を限度として全日制課程の専任教員の兼任をもってこれに充てることができること。

(3) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であること。

4 授業に関する事項

(1) 指定規則別表第1及び別表第3に定める各教育分野は、別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。

(2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

(3) 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって計算すること。

(4) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

また、指定規則別表第1の備考2及び別表第3の備考2に定める学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則（昭和63年厚生省令第19号）第14条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に代えることができること。

(5) 合併授業又は合同授業を行わないこと。

5 施設設備に関する事項

(1) 各学級の専用教室の広さは、学則に定める入所定員1人当たり1.65平方メートル以上

であること。

(2) 実習室として次に掲げるものを有し、その広さは学則に定める入所定員1人当たり3.31平方メートル以上とし、かつ、適正に実習を行うことができる設備機能を有すること。

(ア) 基礎工学実習室

(イ) 基礎医学実習室

(ウ) 臨床工学実習室

(3) 臨床工学実習室については、模擬運転実習を可能とする十分な電気容量、浄化水配管、医療ガスの設備等を有すること。

(4) 学生のためのロッカールーム又は更衣室を有すること。

(5) 教室及び実習室の広さは、内法で測定されたものであること。

(6) 教育上必要な機械器具、標本及び模型は、別表二を標準として整備すること。

(7) 教育上必要な専門図書は1000冊（ただし、臨床工学技士法（昭和62年法律第60号。以下「法」という。）第14条第2号又は第3号の養成所にあつては、500冊）以上、学術雑誌（外国雑誌を含む。）は20種類以上を備えていること。

6 臨床実習に関する事項

(1) 臨床実習は、原則として昼間に行うこと。

(2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、医師又は臨床工学技士として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者であること。

(3) 実習指導者の数は、学生5人当たり1人以上とすること。

7 その他

(1) 入学科、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。

(2) 指定規則第5条の報告は、確実にかつ遅滞なく行うこと。

なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告すること。

8 広告及び学生の募集行為に関する事項

(1) 広告については、申請書（設置計画書）が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中（設置計画書中）であることを明示すること。

(2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

別表1

教育内容と教育目標

区分 教育内容		単位数			教育目標
		法第十四条第一号	法第十四条第二号	法第十四条第三号	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14			科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。 生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を

					養う。
専門基礎分野	人体の構造及び機能	6	6	6	人体の構造と機能を系統的に学び、生命現象を総合的に理解し、関連科目を習得するための基礎的能力を養う
	臨床工学に必要な医学的基礎	8	8	8	臨床工学に必要な臨床医学の基礎及び各種疾患の病態を体系的に学び、チーム医療の一員として、医療の内容を把握し理解する能力を養う。
	臨床工学に必要な理工学的基礎	16	16	16	臨床工学に必要な理工学的基礎知識を習得し、医療に応用される理工学的技術・機器を理解するための能力を養う。
	臨床工学に必要な医療情報技術とシステム工学の基礎	7	7	7	医療分野で利用される情報処理技術及びシステム工学を学び、その実践応用を理解する基礎的能力を養う。
	小計	37	37	37	
専門分野	医用生体工学	7	7	7	工学の基礎概念を用いて生体を理解し、工学的技術を医療機器に応用するための知識・技術を習得する。
	医用機器学	8	8	8	臨床で利用される計測機器・治療機器の原理・構造・構成を工学的に理解し、その適正かつ安全な使用法や保守管理に関する実践的知識・技術を習得する。
	生体機能代行技術学	12	12	12	人の呼吸・循環・代謝に関わる生命維持管理装置の原理・構造を工学的に理解し、その適正かつ安全な使用法や保守管理に関する実践的知識・技術を習得する。
	医用安全管理学	5	5	5	医用工学機器を中心とした医療の安全確保のために、機器及び関連施設・設備のシステム安全工学を理解し、併せて関連法規・各種規格等を学習し、医用安全管理技術を習得する。
	関連臨床医学	6	6	6	臨床工学業務を行う上で必要な関連疾患の病態及び治療法を理解する。
	臨床実習	4	4	4	臨床工学技士としての基礎的な実践能力を身につけ、医療における臨床工学の重要性を理解し、かつ、患者への対応について臨床現場で学習し、チーム医療の一員としての責任と役割を自覚する。
	小計	42	42	42	
合計	93	79	79		

別表2
機械器具

品目	数量
解剖学教育用機材	一式
生理学教育用実験材料	一式
病理学教育用機材	一式
オシロスコープ	5人に1台
信号発生器	5人に1台
電動機	5人に1台
変圧器	5人に1台
直流電源装置	5人に1台
デジタルマルチメータ	5人に1台
パーソナルコンピュータ	5人に1台
人工呼吸器	一式
人工心肺装置	一式
補助循環装置	一式
血液透析装置	一式
ペースメーカー及びプログラマ	一式
除細動器及び除細動器チェッカ	一式
電気安全チェッカ	一式
電気メス及び電気メスチェッカ	一式
患者情報モニタ(心電図、血圧、血液ガス、呼吸ガス等を計測するもの)	一式
輸液ポンプ	一式
救命処置生体シミュレータ	一式

(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、一学級相当分を揃え、これを学級間で共用することができる。

標本及び模型

品目	数量
組織標本	一式
人体解剖模型	一式
人体内臓模型	一式
人体骨格模型	一式
呼吸器模型	一式
血液循環系模型	一式
心臓解剖模型	一式
腎臓及び泌尿器模型	一式
脳及び神経系模型	一式

(その他)